解約したいと思ったら… クーリング・オフ制度

訪問販売などで契約書面を受け取った日を含めて8日（一部マルチ商法等では20日）以内であれば無条件で契約を解除することができます。解約は、書面（内容証明郵便など）や、電磁的記録（電子メールやクーリングオフ専用フォーム）で行うことが必要です。

クーリング・オフの効果

1. 販売業者は受け取った代金を全額返金。
2. 損害賠償金や違約金を請求されても支払う必要なし。
3. 商品受領時は、業者の負担で引き取り。

クーリング・オフができない場合

1. 車の購入、消耗品（使用した化粧品・健康食品）、生鮮食品、葬儀
2. 3,000円未満の現金取引の場合　など

■内容証明郵便の記載例

○○の契約解除について

購入者
○県○市○町○番地
山田太郎

私は、令和○年○月○日、貴社セールスマン○○氏の訪問（電話勧誘）を受け、自宅において貴社の商品（○○○）○個を購入する契約をしましたが、この契約を解除します。

よって右記商品の速やかな引き取りと、支払った代金○○○円の返金を請求します。

令和○年○月○日　右

株式会社○○市○○商事
代表取締役○○○○

○○様

㊞

消費者ホットライン

地方公共団体が設置している身近な消費生活センターや消費生活相談窓口が案内されます。

☎188　「188（いやや）泣き寝入り！」と覚えてね

岐阜県の相談窓口・お問い合わせ先

☎(058)277−1003

岐阜県県民生活相談センター（岐阜市薮田南5-14-53）

悪質商法被害防止の心得

- 「もうかります」そんな言葉にご用心
- 何の用？しっかり聞こう「身分と用件」
- 勇気出し、はっきり言おう「いりません」
- 迷ったら、1人で決めず まず相談
- 簡単に契約書に署名、押印しない

岐阜県警察防犯アプリ

岐阜県警では、より幅広い層の県民の皆さまに情報を一元的に伝達するため、防犯アプリでの情報発信を行っています。悪質商法の発生や、新しい手口等をタイムリーに発信していますので、ぜひ、インストールをお願いします！下記QRコード又はアップルストア、グーグルストアからインストールしてください。

iOS版　Android版

あなたを狙う悪質商法 こんな手口にご用心！

「自分は大丈夫。」と思っていませんか？ 手口はますます巧妙になっています

犯罪被害の未然防止や生活の安全に関する相談は・・・

警察安全相談室
☎(058)272-9110
☎#9110（プッシュ回線のみ）

または お近くの警察署、交番、駐在所へ どうぞ